

学生ボランティア募集情報の取り扱いガイドライン Ver.01

関西地区大学ボランティアセンター連絡協議会では、ボランティアの募集や市民活動に関するイベントの案内など、学内外から寄せられるさまざまな情報を、どのような基準で受け付けているのか、その基準について整理を行い、それをシートにまとめました。

本シートでは、情報の受け入れを判断するにあたって、学生を守る観点から「取り扱うべきでない活動」を明示しています。また、「各大学の実情に合わせて受け入れるかどうかを検討すべき活動」について、受入の可否を判断するポイントを示すこととしました。

ボランティア支援部署を持たない大学においては、専門スタッフがどのような視点で情報を精査しているかというノウハウを知っていただくことにより、学生を有害な情報から守り、価値ある経験となるボランティア活動とつなぐことができるようになるもの、と考えています。ぜひ、ご活用いただければ幸いです。



■取り扱うべきではない活動

1. 各種法令に反する活動

ボランティア先のニーズであったとしても、各種法令に違反する活動については、取り扱うべきではありません。

著作権に抵触するおそれのある翻訳や音訳、音楽や映像のコピー作成などの活動は取り扱い不可。



2. 公序良俗に反する活動

たとえ法律に違反していなかったとしても、非道徳的であったり、社会的に容認されない行為を含む活動であったりしないか、事前に活動内容を確認する必要があります。

3. 暴力団等反社会的勢力が関係する活動

暴力団や反社会的組織が、ボランティア団体やNPOを隠れみのにし、活動の資金源にしたり、仲間を勧誘したりする場にもあります。

4. 特定の政党を支持する活動

無償であっても、特定の政党を応援したり、政治的主張を目的としたりする活動は、政治的中立性を求める大学では取り扱うべきではありません。

特定の政党に偏らない一般的に投票を呼びかける活動や賛否両論を排除しない討論会などは受け入れ検討可。



5. 特定の宗教を布教するための活動

社会に貢献する活動であっても、特定の宗教の布教や宗旨の普及を主たる目的としたものは、宗教的な中立性を求める大学においては、取り扱うべきではありません。

特定の宗教団体が主催する活動でも、まちの清掃活動や子ども食堂など布教活動でなければ受け入れ検討可。



■各大学の実情に合わせて受け入れるかどうか検討すべき活動

1. 営利団体が提供・実施する活動

営利を目的として活動する団体がボランティアを募集する場合には、次のようなものがあると考えられます。

① 営利団体の社会貢献として実施する活動（CSR 活動の一つ）

企業の CSR 活動の一つとして行われる、非営利の社会的活動に参加を呼びかけるもの。

→ 営利を目的に活動する企業でも、企業としての社会的責任（CSR）への関心が高まり、CSR 活動の一つとして、企業の強みを活かし、地域への貢献や市民活動の支援を行う企業が増えてきています。たとえば、アパレルメーカーが、古着を 1000 万着集めて発展途上国へ送る活動や、電機メーカーが行政に協力して通訳ボランティアを募集するなど。とはいえ、営利企業は、企業イメージの PR の目的につながることもあります。



② 社会性の高い事業への参加活動

組織形態が株式会社などの企業の主たる事業として行われる、社会福祉事業に参加を呼びかけるもの。

→ 特別養護老人ホームなどの社会福祉事業であっても、株式会社の運営する施設があります。組織形態としては株式会社であっても、事業内容は社会福祉法人等の運営する社会福祉事業と同じという場合など。しかし、施設の中でボランティアを受け入れる意義や目的が整理されていない場合、本来職員が行うべき活動をボランティアに依頼するということも起こる可能性があります。



いずれの場合も、有償スタッフ（正社員やパート）とボランティア学生の役割や活動の範囲（活動時間や活動の具体的な内容など）の違いが明確であることが望ましいでしょう。

役割のわかりやすい例では、施設入居者や利用者向けに吹奏楽演奏やジャグリング、手品を披露するなど。（年に 1 度か数回程度）

2.有償の活動

ボランティアによくある「有償」のタイプには次のようなものが考えられます。

① 交通費、食費の実費や一部補助の支給



② 最低賃金以下の謝金



③ 最低賃金より高いが、相場より安い謝金



④ 相場に遜色ない謝金



ボランティアである以上、どんなかたちであれ有償のものは取り扱わない、という大学もあるでしょうし、実際に支払ったお金の補填として①のみ OK という対応もあるでしょう。

一方で、活動の社会的意義の重要性と学生の学びに深く関わる活動であれば④でも受け入れ OK という考え方もあります。

いずれの場合でも、同じ活動内容にアルバイトなど有償スタッフと、ボランティアが混在しないことが望ましいでしょう。

3.個人からの依頼による活動

まず、個人の依頼を一律に受け付けていない大学もあります。個人からの依頼を受け入れる場合には、トラブルを未然に防ぐリスク回避の体制作りや条件資料（個人依頼の説明用）など作成しておいたほうが良いでしょう。依頼者とは、事前に説明し打ち合わせておくこと。そして、次のような体制を整えておく必要があるでしょう。

① 初回は必ず職員が同行し、学生がボランティアとして関わることに問題ないことを確認する。

② 依頼者の自宅に伺う際には学生は2人ひと組になるよう配慮する。

③ 依頼者からの要望がエスカレートし学生が対応に苦慮することがないように、少しでも困ったことがあれば大学VC職員に連絡するよう学生に徹底しておく。



個人からの依頼には、「地域のボランティアセンターにも頼んでみたけれど、受け付けてもらえなかった。とても困っているので何とか助けてほしい。」と切実なものが少なくありません。その一方で、団体からの依頼に比べ、個人からの依頼の場合その内容も多岐にわたり、「障がいのある自分に代わり、家財を整理してほしい。」など、はたして社会経験の浅い学生に取り組みさせることが適当とは考えにくい事例もあります。また、依頼者個人宅に伺うことは「物がなくなった」などの誤解から生じるトラブルを招きかねません。

1対1になるかもしれません。さらに、依頼者からの過剰な要望に、学生が断りきれず大きな負担を強いられることもあり得ます。

4. 専門性の高い活動

専門性の高い活動には、次の2つのタイプが考えられます。

①本来、有資格者が行われなければならない活動

②資格不要でも一定の技術を要する活動



専門性の高い活動を受け入れる際には、それが学生の専門的な学びにつながることを前提に、次のような点を確認します。

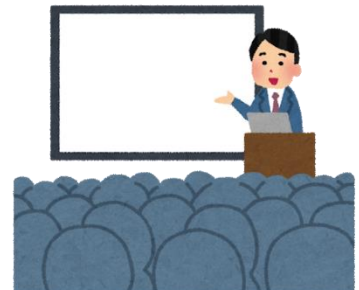
①技術、知識の未熟さが重大な事故につながりかねない活動については有資格者に同行をしてもらう。

②事前打ち合わせなどで、活動に必要な情報提供を受けるようにしておく。

③就職活動のインターシップとの違いを確認しておくこと。

④活動の前に講習会（研修会）を受けることを必須にしている場合があります。受講費が必要になることもありますので、費用の額が妥当かを確認する必要があります。

⑤専門性が高いゆえに依頼団体からのエスカレートした要望（と感じないまま）に対応する学生が出てくることが考えられます。定期的に活動内容を大学 VC 職員に報告するよう学生に徹底しておくこと。



5.その他、学生にとってリスクが高い活動

大学ボランティアセンターが扱う活動は、大学として学生に対するリスクマネジメントの責任が伴います。学生の安全を担保するため、センターとして学生にとって危険が生じないかどうかを検討する必要があります。

渡航先の治安情勢や外務省の海外安全情報の確認はもちろんのこと、主催団体がリスクマネジメントの体制を整えているか、参加費が妥当な額であるか、提示された参加費に含まれない費用について説明されているかどうか、現地での活動プログラムに信頼性があるかなど。

①海外での活動

活動時間が、学生の学業に支障が出ないかを確認しましょう。



②災害復旧活動

余震の可能性や放射能汚染等の活動地域の安全性、活動内容によっては粉塵や汚泥等に対する衛生面での危機管理対策が出来ているか、天災型ボランティア保険への加入が勧められているか、活動後の心身のケアについて理解があるかどうかなど。



③深夜・早朝に行われる活動

④ボランティア保険対象外の活動

ボランティア保険の免責条項には必ず目を通し、保険対象外の活動に当たらないかを確認しましょう。



2017年度 加盟団体（五十音順）

大阪教育大学、大阪府立大学、大阪ボランティア協会、関西大学、関西学院大学
京都産業大学、神戸学院大学、神戸市外国語大学、神戸常盤大学、帝塚山大学
同志社大学、奈良教育大学ユースビジョン、立命館大学、龍谷大学

2018年3月31日作成

発行・問い合わせ先：関西地区大学ボランティアセンター連絡協議会
daigakuvc.west@gmail.com